

3つの観点から計画を推進します。

緑の施策



良好な自然環境や
景観を守り、活用します。

地域制緑地

地域制緑地とは、法規制によって土地利用を制限して水と緑を守る制度です。対象となる緑地には、自然公園、農業振興地域農用地区域、河川区域、保安林、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物などがあります。現在は市北部の丘陵地や海岸沿いの緑などがこの制度で守られていますが、今後も志摩の財産としてこれらの地域制緑地を継続して保全していきます。



市民の暮らしや志摩市の産業を支える
水辺の環境、里山、農地の緑を守ります。

美しい景観としてだけでなく、農林水産業や観光産業を支える海浜、市街地を取り巻く里山や樹林、田圃の緑を保全していきます。



天の岩戸

文化財と一体となった樹林や
歴史的な景観を守ります。

磯部歴史街道を遊歩道として利用して志摩市の史跡などを結ぶとともに、天然記念物の樹林を保全します。また漁師まちの風景や石垣・石畳、楨垣などの伝統的な地域の景観を守っていきます。

世界に誇る志摩市の自然環境や美しい景観を守ります。

貴重な動植物が生息する豊かな自然環境や、志摩市を代表するリアス式海岸などの景観を保全していきます。



英虞湾(伊勢志摩国立公園)



保安林(磯笛岬)



里山・農地の緑



河川環境(池田川)



宇気比神社



国府の楨垣



「守る緑・創る緑」と
さらに充実・拡大し
加えて緑化活動への
活性化していく方策